

安心・安全のために……その③

乗務距離* 670km以上は 貸切バスの運転者は 「2人乗務」で!

高速道路を
どこまでも
走れると
思っていませんか?

勤務時間等基準告示(別掲)で定められた運転時間を遵守するための目安として、「乗務距離」に基づく交替運転者の配置基準が定められました。

貸切バスの高速道路走行を伴う運行においては、国土交通省の指針で定められ、「2日」を平均した1日当たりの運転時間の上限(9時間)に相当する乗務距離の上限は、670kmです。

このため、670kmを超えて運行する場合は、運転者は原則として「2人乗務」となります。



- ※1. 高速道路における乗務距離に一般道路の乗務距離を2倍に換算したものを加算します。
(北海道のみにおいて乗務する場合は1.7倍)
2. 労使協定等により、本指針よりも乗務距離が短い場合がありますので、ご用命の際、バス会社の説明をお聞きください。

